

熊本県立高森高等学校に係る部活動の方針

令和7年度

1 活動場所及び休養日

部活動名	活動場所	平日休養日	土日休養日
陸上競技	本校グラウンド	水	日曜
剣道	本校第二体育館	水	日曜
バドミントン	本校第一体育館	水	日曜
テニス	本校テニスコート	水	日曜
理科	本校化学室	水	日曜
総合文化	音楽室・実習棟他	水	日曜
マンガ	実習棟他	水	日曜
吹奏楽	高森町立高森中学校	高スボ高森吹奏楽団の練習日程*	

*吹奏楽部は高森町の社会体育に加入し、「高スボ高森吹奏楽団」として小・中・高合同で日々の練習と各種活動に取り組んでいる。よって、「高スボ」の規定に準じ練習を行う。

※雨天時の陸上競技部、テニス部、については、本校第二体育館を使用するが、

割り振りは顧問間で話し合い決定する。

※休養日は学校行事等で変更することがあるが、週5日の練習日となるように調整する。

2 練習日及び休養日

- (1) 1週間の練習日は5日以内とする。なお、休養日は月曜日から金曜日に1日以上、土曜日及び日曜日については、必ず少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週または次週に振替休養日を設けることとする。
- (3) 考査前1週間は活動を中止する（考査最終日は除く）。考査終了後2週間以内に公式戦や大会がある場合は、1時間程度の活動を許可する。その際は、部活動延長願を提出することとする。ただし、公式戦や大会の前であっても考査前1週間及び期間考査期間中の休業日は活動を禁止とする。
- (4) 夏季及び冬季休業中の閉学日には練習を中止とともに、ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 顧問は生徒の体調等を考慮しながら設定した休養日以外にも休養日を設け、生徒の体調管理と怪我・事故の防止に努める。

3 練習時間

- (1) 平日の練習は2時間程度を原則とする。
- (2) 休業日及び長期休業日の練習時間は3時間程度を原則とする。
- (3) 週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定する。

4 活動時間及び下校時間

- | | | |
|----------------|---------------|------------|
| (1) 平日（3月～10月） | ・・・活動時間 18：30 | 完全下校 19：00 |
| (2) 平日（11月～2月） | ・・・活動時間 18：00 | 完全下校 18：30 |
| (3) 長期休業日 | ・・・完全下校 17：00 | |

5 その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長ができるものとするが、希望する場合は部活動延長願を提出すること。

6 各月及び長期休業中の練習計画の提示

顧問は生徒と話し合いのうえ、学校の年間行事に基づき各月の練習計画を決定し校長の決裁を受ける。その後、生徒及び保護者に周知すること。長期休業中の計画も同様とする。なお、試合及び大会等を記入した学校の年間行事を第1回の後援会総会で配付する。

7 怪我・熱中症・事故防止

(1) 怪我への対処

練習中の怪我については、顧問等の責任のもと、その程度によってその場で出来得る最大限の措置を行う。

(2) 緊急事態への対処

緊急の場合は高森高校危機管理マニュアルに沿って対処する。

活動の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、室内外の活動にかかわらず、熱中症の予防に努め、個人の体調管理や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

(3) 体調不良者の練習への参加について

体調不良者は下校手段を確認し下校させる。生徒自ら見学したいとの申し出があった場合も、慎重に判断し、様子の変化に注意を払う。

(4) 体罰防止について

いかなる理由があっても体罰は許されない。指導の際の声掛けについても人権を尊重して言葉の暴力にならないように十分な配慮をする。

8 掃除

部活動の前後もしくはどちらかで活動場所の清掃を必ず行うこと。活動場所及び部室の清掃、整理整頓が不十分な場合は一定期間の活動停止を科す場合もある。

9 部室使用

部室には、盗難防止の観点から貴重品を放置しない。また、休み時間や朝夕の時間は使用を禁止する。部室を部活動以外の目的で使用した場合は生徒指導の対象とする場合もある。また、部室内も清掃、整理整頓をしっかり行い清潔にする。

1.0 挨拶励行

元気よく大きな声で丁寧な挨拶を行うこと。外来者や試合・練習試合・大会等での訪問先、地域の方々にも積極的に挨拶を行い、部活動活性化に努める。

1.1 顧問不在時の練習

顧問不在時は、怪我・事故防止の観点から生徒のみでの練習は基本的に行わない。行う場合は練習内容等を顧問が指示し、緊急時の連絡手段を確保すること。ただし、ミーティングや清掃活動はこの限りでない。

1.2 部活動着での移動

試合や大会時の移動は制服、チームジャージ、学校指定の体育服とする。練習試合や休日練習等の移動も同様とする。

1.3 部活動内の連絡方法

顧問は、緊急な場合（悪天候による練習及び試合の中止等）に備え、生徒内での緊急連絡方法を確認しておくこと。通常は活動終了時に顧問が連絡内容を伝える。

なお、試合や大会等における送迎及びユニフォーム購入等の金銭の徴収にかかる連絡については、顧問が生徒に連絡するとともに、保護者にも周知できる連絡方法（例：顧問→代表保護者→各保護者）を確認し、円滑な運営ができるようにすること。

1.4 金銭（部費、ユニフォーム代、宿泊代、登録費、参加費 等）の徴収

部活動に関する金銭の取扱いについては学校徴収金の取り扱いに準じ、原則保護者が行うとともに、複数の顧問で確認し、会計報告を校長に報告する。また、顧問は各家庭、保護者の経済的負担の軽減に努めること。

1.5 保護者会について

保護者会結成の要望等が保護者から出た際は、各部顧問と保護者で話し合いのうえ検討する。結成が決まった場合は管理職に報告する。目的は生徒の活動を応援することであり運営に関するトラブルがないように連携体制をつくる。なお、必ずしも保護者会を結成しなくてもよい。

1.6 顧問の指導力向上に向けた研修会等への参加

顧問は、県及び市町村が主催する担当部活動の研修等があれば積極的に参加し、知識・技能を高め活動の充実につなげる。